宮医発第191号
令和4年4月22日

郡　市　医　師　会　長　　殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会　長　　佐　藤　和　宏
（公　印　省　略）

令和4年度宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付要綱の
制定について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記の件について、宮城県保健福祉部長より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、各市町村より接種医療機関あてに通知されることとなっておりますが、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員に対するご周知方につきましてご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当：総務部総務課
TEL 022－227－1591
FAX 022－266－1480
E-mail：mma@miyagi.med.or.jp

ワ ク 推 第 9 号
令和４年４月１１日

公益社団法人宮城県医師会会長　殿

宮城県保健福祉部長

令和４年度宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付要綱の制定について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては，日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，このことについて，別紙のとおり制定されましたので承知いただきますとともに，貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお，接種医療機関に対しては，各市町村を経由してこの旨周知しております。

担　当：新型コロナワクチン接種推進室
ワクチン接種調整班
電　話：022-211-2806
ＦＡＸ：022-211-3223

宮城県医師会 受付 4.4.13 第229号

令和４年度宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付要綱

（趣旨）

第１　県は，新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施する医療機関を支援するため，一定回数以上の個別接種を実施する医療機関に対して，予算の範囲内において宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし，その交付等に関しては，令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和４年４月１日厚生労働省発医政０４０１第１０号，厚生労働省発健０４０１第３号，厚生労働省発薬生０４０１第２８号），令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和４年４月１日医政発０４０１第２３号，健発０４０１第３号，薬生発０４０１第２３号），令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（令和４年４月１日厚生労働省医政局医療経理室，厚生労働省健康局結核感染症課，厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）及び補助金等交付規則（昭和５１年宮城県規則第３６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２　この要綱において使用する用語の定義はそれぞれ以下の各号に定めるところによる。

（１）「接種券」とは，新型コロナウイルスワクチン接種の対象者に対して市町村が発行する券をいう。

（２）「予診票」とは，新型コロナウイルスワクチン接種前に医師が行う問診，検温等の診察等の結果を記載する書類をいう。

（３）「診療録」とは，医師法（昭和２３年法律第２０１号）第２４条第１項に規定するものをいう。

（交付対象等）

第３　奨励金の交付要件，交付対象及び交付額は別表に定めるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は，交付対象としない。

（１）暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（２）県税に未納がある者

（交付の申請）

第４　奨励金の交付を受けようとする者は，規則第３条第１項の規定により，別に知事が定める日までに，令和４年度宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付申請書（別記様式１及び付表。以下「交付申請書」という。）及び次項に規定する添付書類を知事に提出しなければならない。

２　前項に規定する交付申請書に添付しなければならない書類は，次のとおりとする。

（１）別表に定める交付要件を満たす日または週における接種券が貼付された予診票の写しまたは診療録の写し

（２）その他知事が必要と認める書類等

（交付申請の方法）

第５　奨励金の申請においては，情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成１７年宮城県条例第２８号）に定める電磁的記録により申請書類の提出を行うことができるものとする。

（奨励金の交付決定）

第６　知事は，第４に規定する交付申請書の提出があったときは，その内容を審査し，奨励金を交付することが適当と認めたときは，交付決定通知により奨励金の交付申請をした者へ通知する。

（実績報告）

第７　第４に規定する交付申請書は，規則第１２条第１項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

２　第６に規定する交付決定通知は，規則第１３条の規定による奨励金の額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

（交付決定の取消し等）

第８　知事は，交付決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は，交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし，既に奨励金を交付しているときは，期限を定めて，当該取消しに係る部分に関して返還を命ずるものとする。

（１）交付対象者の要件に反している事実が認められたとき。

（２）偽りその他不正な行為によって交付を受け又は受けようとしたとき。

（３）その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。

２　知事は，前項の規定により返還を命じた場合，交付申請をした者に対し書面により通知するものとする。

（関係書類等の保管）

第９　奨励金の交付を受けた者は，奨励金に関する書類を会計帳簿とともに，交付決定の日の属する会計年度の翌年度から起算して，５年間保管しなければならない。

（書類の提出部数）

第10　この要綱により知事に提出する書類の部数は各１部とする。

（その他）

第11　この要綱に定めるもののほか，奨励金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附　則

この要綱は，令和４年４月１１日から施行し，令和４年度予算に係る奨励金に適用する。

別表

	交付要件	交付対象	交付額
1	週100回以上の接種を令和4年4月1日から令和4年6月4日まで，令和4年6月5日から令和4年8月6日までのそれぞれの期間中に4週間以上行う場合	診療所	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して，2,000円/回
2	週150回以上の接種を令和4年4月1日から令和4年6月4日まで，令和4年6月5日から令和4年8月6日までのそれぞれの期間中に4週間以上行う場合		週150回以上の接種をした週における接種回数に対して，3,000円/回
3	1日50回以上の接種を令和4年4月1日から令和4年6月4日まで，令和4年6月5日から令和4年8月6日までに行った場合	診療所 病院	1日50回以上の接種を行った日に対して，100,000円/日
4	特別な接種体制を確保した場合であって，1日50回以上の接種を週1日以上達成する週が，令和4年4月1日から令和4年6月4日まで，令和4年6月5日から令和4年8月6日までのそれぞれの期間中に4週間以上ある場合	病院	医師1人当たり　7,550円/時間 看護師等1人当たり　2,760円/時間

・同一の週について，1～3を重複して算定してはならない。
・3と4については，重複して算定できる。